

税金の各種控除に関するお知らせ

所得税・個人住民税にかかると基礎控除等が見直されました

【基礎控除等の見直し】

給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられました。合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなりました。

・給与所得と年金所得の両方を有する人については、片方に係る控除のみが減額されるように、給与所得控除後の給与所得から10万円を控除する措置を講じることや、子育てや介護をしてい

る人などに配慮するため新たに「所得金額調整控除」が創設され、扶養親族等の所得金額要件についても見直されました。

【ひとり親控除の創設】

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除が見直されました。「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たすものをいい、控除額30万円の「ひとり親控除」が適用されます。

①生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年の合計所得金額48万円以下の者で、年齢制限はなし)を有すること

②合計所得金額500万円以下であること

③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

・ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設定されます。

※ひとり親控除、寡婦控除の

いずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるかたは適用されません。詳しくは左記までお問い合わせください。

【留意事項】

所得税の令和2年分申告(町道民税では令和3年度課税)から適用されます。

【問い合わせ先】

財務課住民税係
☎0137-62-2114

65歳以上の方へのお知らせ 障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

で、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がない方】
対象者またはその扶養者が非課税で申告が必要ない場合は申請する必要はありません。

【対象】

町内に住所を有する65歳以

上の方で、要介護認定により要介護1以上と認定されていて、なおかつ認定資料(主治医意見書または認定調査票)で「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態を確認できる方。

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合があります。

※身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳等を申告時に提出すると控除を受けることができますが、手帳と認定書での区分(障害者・特別障害者)が異なる場合は、控除の大きい額で申告できることがあります。詳しくは左記までお問い合わせください。

【申請窓口】
・保健福祉課介護保険係
・住民生活課国民健康保険係
・熊石総合支所
住民サービス課

【問い合わせ先】
保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

①おむつ代の医療費控除を受けている期間が2年目以降(初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関にお問い合わせください)。

②介護保険の要介護認定者で、主治医意見書で「寝たきり」かつ「尿失禁あり」の状態を確認できる。

【申請窓口】
・保健福祉課介護保険係
・住民生活課国民健康保険係
・熊石総合支所
住民サービス課

【問い合わせ先】
保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111